

## 2. キャリアアップ助成金概要

助成対象訓練	内容	助成金額 (中小企業)	限度額	対象労働者
人材育成コース (一般職業訓練)	非正規社員に対する職業訓練を行う	経費助成 上限額 賃金助成 800円/h	20時間以上100時間未満 10万円  100時間以上200時間未満 20万円  200時間以上 30万円  1事業所あたり1年度 500万円	従来から雇用されていた従業員及び新たに雇入れられる従業員

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主であること。
- 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること。
- キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主であること。
- 支給申請時点において、対象労働者について、事業主都合による解雇をしていないこと。